

第2章 第3次保存管理計画

1 計画策定の目的

本計画は、これまでの保存管理事業の進展を踏まえ、「特別史跡多賀城跡附寺跡第2次保存管理計画」の見直しを行うことによって、特別史跡多賀城跡附寺跡を適切に保存管理するとともに、整備活用についてもさらなる進展を図ることを目的とします。

そのためには、特別史跡を取り巻く社会環境の変化に柔軟に対応できる、また、市民を始めとする国民が親しみ利用できる特別史跡を目指します。さらに地域住民との共存・共営や市民との協働による保存管理・整備活用も視野に入れた計画を策定することとします。

2 計画見直しの必要性

第2次保存管理計画の計画期間は10年～15年の時限的なものとしていましたが、策定から既に20年以上が経過していました。

この間、特別史跡を取り巻く周辺社会環境の変化や調査研究の進展により、計画内容と現状がそぐわないものとなっており、本計画の早急な見直しが必要となりました。

計画見直しの主な要因を挙げると以下のとおりです。

①特別史跡に係る各種保存管理事業が進展している。

②柏木遺跡、山王遺跡千刈田地区が新たに追加指定された。

③特別史跡内外の社会環境が大きく変化している。

特別史跡指定地内：居住者の生活環境の変化、世代交代による地域住民の意識の変革が見られる。

特別史跡指定地外：周辺社会状況の変化、特別史跡に対する市民ニーズの多様化が進んでいる。

④地域住民や市民による保存・管理・活用等に関する参画・協力の推進が求められている。

⑤市民に開かれた計画にする必要がある。

⑥特別史跡の整備活用に対する社会的ニーズが大きく変化してきており、環境整備についても再整備も含め、検討の必要性が生じている。

⑦まちづくり等に関連し、近年は特に特別史跡南面地域の現況が大きく変化してきており、これらの周辺整備事業との調整が急務となっている。

3 計画の新たな視点

計画見直しの必要性を踏まえ、計画の策定に際しては以下のような新たな視点にも配慮しました。

- ①特別史跡を主体とした保護・継承から地域の歴史文化遺産も含めた保護・継承へ
- ②特別史跡内外の住民との共存・共営、市民との協働による保存管理へ
- ③未整備の既存緑地・草地・湿地等の現状維持的管理から、自然学習等の活用的管理へ
- ④特別史跡来訪者や市民にも分かり易く、親しまれる整備活用策の拡充へ
- ⑤周辺整備事業や歴史まちづくり法等との連携による良好な周辺歴史景観の形成へ

4 計画の新たな目標と方針

(1) 特別史跡指定地内について

①特別史跡の保護・継承と普及

貴重な歴史文化遺産としての学術的・社会的価値及び未来へ保護・継承していくことの意義を明確にし、市民や国民の理解・認知度を高めます。

(基本的な施策)

例1：分かり易い情報提供システムの構築

例2：生涯学習や学校教育との連携

②地域に根ざした特別史跡の活用

特別史跡として指定された奈良・平安時代の多賀城に係る遺構・遺物、立地環境等、自然環境のみならず、その後の各時代における様々な歴史文化遺産も合わせて活用し、地域文化の育成に取り組みます。

(基本的な施策)

例1：多賀城南門・築地の復元や政庁－南門間及び周辺地区の修景整備

例2：新たな歴史文化遺産の掘起しと地域史の形成

③自然環境の積極的な活用

多賀城が造営された当時の立地環境（地形形状・湿地 他）という歴史的価値だけでなく、市街地に残る貴重で広大な自然空間としての社会的付加価値についても再

認識し、緑地や湿地等、自然環境の積極的な活用を図ります。

(基本的な施策)

例1：緑地保全地区での自然体験や学習等、積極的な活用

例2：防災避難場所等としての活用

④官主導から市民との協働へ

行政主導の保存管理から特別史跡指定地内住民との共存・共営及び市民との協働による多種多様な保存・活用・管理・運営を目指します。

(基本的な施策)

例1：特別史跡指定地内住民の生活環境の向上と管理・活用への参画

例2：ボランティアガイドやNPO団体の育成

⑤まちづくりとの連携

社会的ニーズに沿った、計画的・効果的な整備活用及び周辺まちづくりとの相互連携を進め、特別史跡活用の進展及び地域の活性化や質の高い生活環境の形成に貢献させます。

(基本的な施策)

例1：中央公園北部を緩衝緑地帯として形成

例2：歴史まちづくり法など、関連事業の活用

(2) 特別史跡周辺地域について

①特別史跡と調和した街並形成

周辺地域に居住する人々が歴史を感じ、歴史に親しみながら生活できるまちづくりを推進します。

(基本的な施策)

例1：城南地区南北大路の積極的な活用

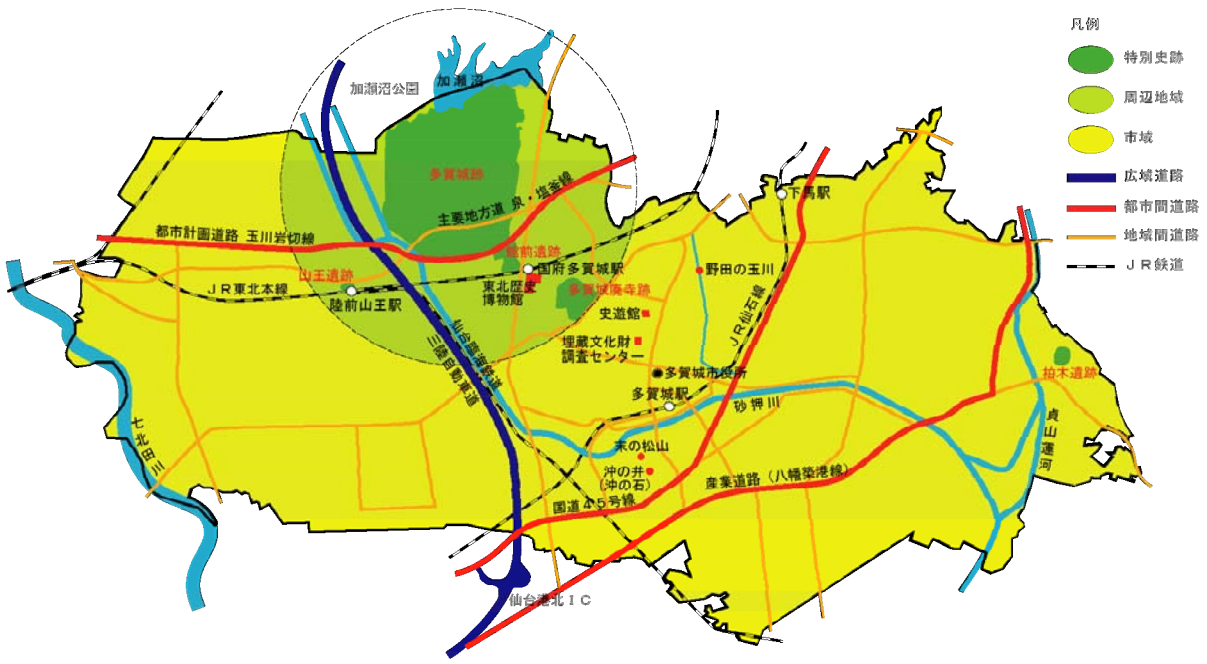
例2：市民主体による景観条例や建築協定等の検討

②歴史環境と生活環境の調和

多賀城跡の南面地域を市民生活地域との緩衝帯として位置付け、歴史的文化的景観と日常的な生活景観が連続し、調和するような緑地空間の形成を図ります。

(基本的な施策)

例1：中央公園南部における中間帯としての景観形成の推進



計画の目標と方針概念図

例2：特別史跡来訪者と周辺地域住民双方が利用できるサービス施設等の設置

③来訪者への配慮

特別史跡来訪者の歴史への理解と利便性等を高めるため、導入拠点となるサービス施設・拠点へのアクセス・周遊動線他の効果的な配置と整備を行います。

(基本的な施策)

例1：ガイドンス・展示施設等の設置、ホームページ等によるアクセス案内

例2：特別史跡及び周辺地域の歴史文化遺産を活用したソフト事業の展開

④街区空間の装置化

特別史跡関連のイベント（万葉まつり他）を考慮した周辺施設の整備等、歴史文化の育成に対応した周辺景観の形成を図ります。

(基本的な施策)

例1：地域住民のまちづくりやイベント等への参画

例2：万葉まつり等年中行事に対応したまち並みづくり

(3) 多賀城市及び広域について

①特別史跡の位置付けの明確化

多賀城市域全体のまちづくり構想における特別史跡多賀城跡附寺跡を中心とした歴史文化遺産の保護と活用に関する将来ビジョンを提示します。

(基本的な施策)

例1：第5次総合計画における歴史文化遺産の位置付けの明確化

例2：特別史跡を中心とした歴史文化遺産全般への認知と理解の向上

②地域間交流の推進

各市町村及び東北地方の歴史文化関連施設との広域ネットワークを形成し、地域間交流の展開等を促進します。

(基本的な施策)

例1：類似大規模遺跡及び関連施設との共同企画による展示や情報交換等

例2：日本や世界の都市との姉妹都市締結による文化交流等の促進

5 計画の基本的な考え方

(1) 特別史跡の構成要素

特別史跡指定地域における保存管理計画の対象を大きく、遺跡構成要素と生活文化構成要素の2つの構成要素に分けて把握することとしました。

遺跡構成要素については、第2次保存管理計画でも同じような位置付けを行っています。第3次保存管理計画では、生活文化構成要素も含め保存管理計画の対象をより明確にし、各施策を提示します。

*遺跡構成要素

多賀城に直接関連する歴史的構成要素で、多賀城に係る遺構・遺物、立地環境(低丘陵地形)、自然環境(湿地域)など、時代を超えて保護・継承すべき不変的なもの。

*生活文化構成要素

宅地、農地・林地、宗教施設、公共公益施設、一般文化財・保存樹木など、主に多賀城廃絶後に形成された社会的構成要素で、時代とともに推移していく可変的なもの。

第2次保存管理計画では、遺跡構成要素の保存を大前提としつつ、計画期間内における整備活用の推進を主目標として各事業の進捗を図り、現段階で計画目標の70～80%の達成率を得ています。

第3次保存管理計画では、第2次保存管理計画の成果を踏まえ、計画期間内で重点的に整備活用を推進する対象地区を新たに設定するとともに、特別史跡指定地域の内外における社会環境の変化にも留意して、遺跡構成要素と生活文化構成要素との共存及び特別史跡に係る行政機関と地域住民との管理運営面での共営の推進を主な目標とします。

上記の2つの構成要素は重層的な関係にあり、多賀城廃絶後に概ね遺跡構成要素の上層で生活文化構成要素が形成されてきています。各構成要素の基本方針については以下のとおりです。

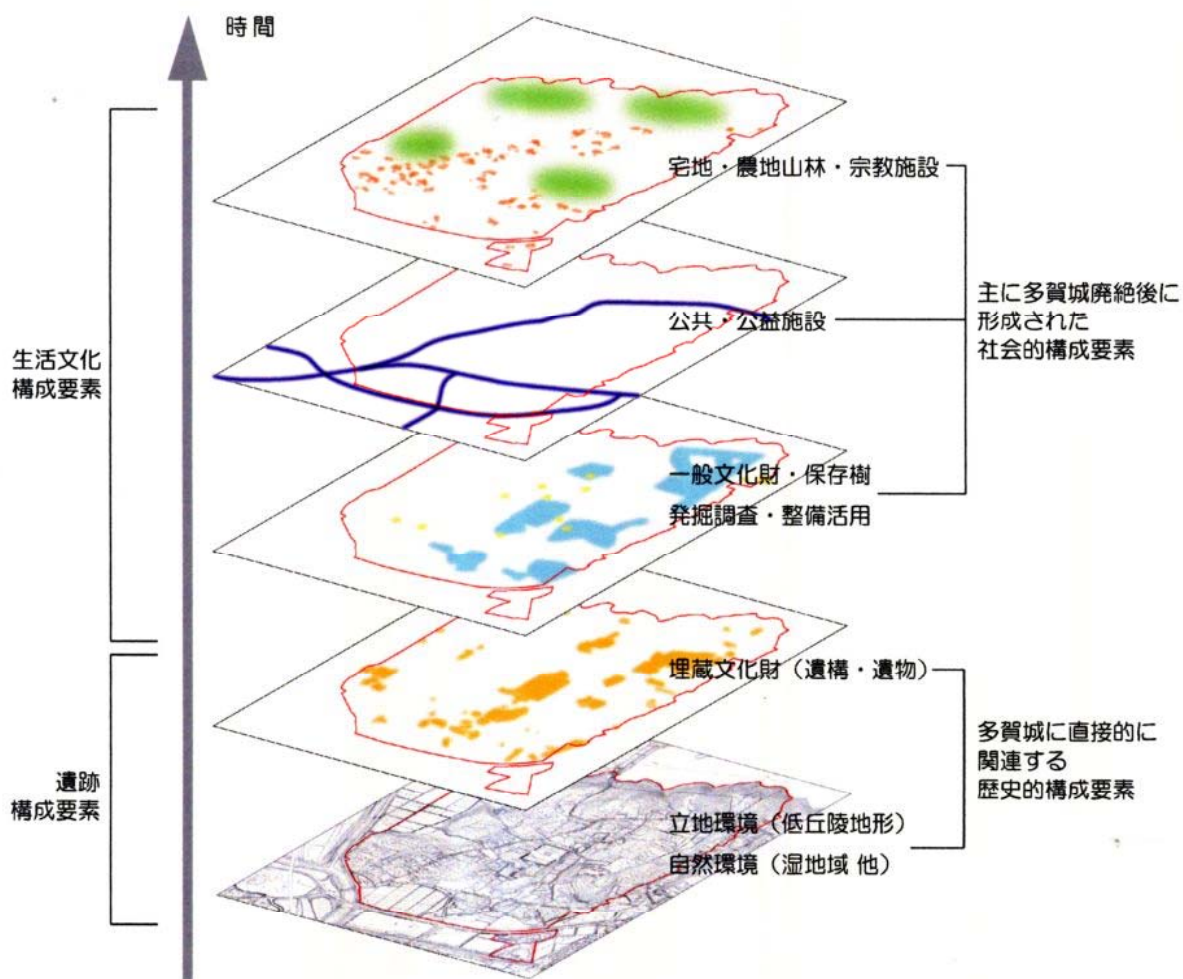
*遺跡構成要素の基本方針

特別史跡多賀城跡附寺跡としての指定要因であり、貴重な歴史遺産として、時代を超えて保護・継承を図ります。

また、調査研究の成果に基づき重点地区の整備活用を推進し、特別史跡の歴史的意義のさらなる理解と歴史的風致の維持向上を目指します。

*生活文化構成要素の基本方針

主に近世以降に形成された市川集落住民の生活文化に係るもので、特別史跡指定



特別史跡構成要素概念模式図

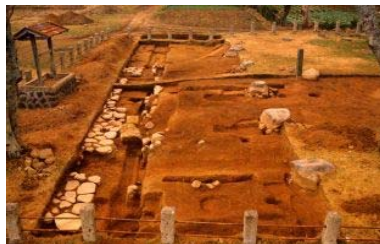


特別史跡多賀城跡全景 (南より)

遺跡構成要素の例



政庁跡 (発掘風景)



政庁正殿跡



外郭東辺材木堀跡 (湿地域)



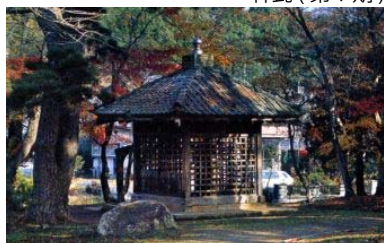
軒瓦 (第1期)



漆紙文書



硯



多賀城碑 (重要文化財)



低丘陵地形 (緑地)



湿地域 (低丘陵裾部水田)

生活文化構成要素の例



宅地 (建築物・工作物 他)



生垣



農地 (畑)



山林 (竹林)



陸奥総社宮



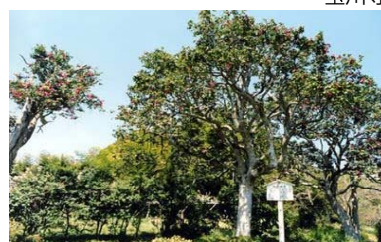
玉川寺



旧塩竈街道



旧玉川寺碑群 (一般文化財)



五輪屋敷の椿群 (保存樹木)

以前から遺跡構成要素上で重層的に形成されてきています。

これらの構成要素は時代とともに推移し変化していくものですが、良好な遺跡景観の形成に大きな役割を担っています。

第3次保存管理計画では遺跡構成要素の保存を大前提としつつ、生活文化構成要素についても景観面での維持向上等を推進することで共存を試み、地域に密着した特別史跡多賀城跡附寺跡として持続的な保護・継承を図ります。

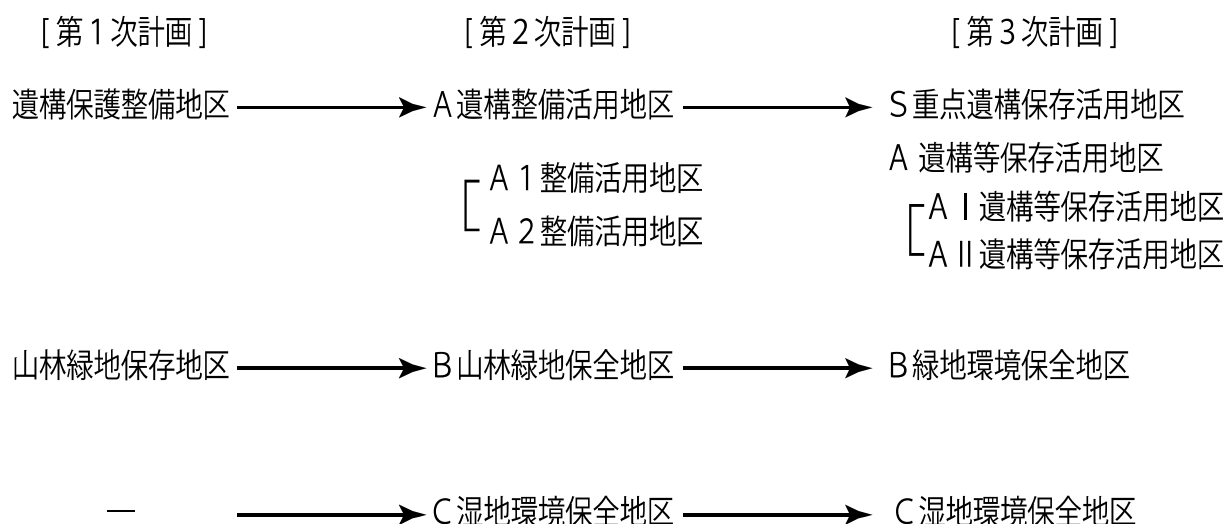
(2) 地区区分

上記の視点に基づき、第3次保存管理計画では、多賀城に直接的に関連し、時代を超えて保護・継承すべき不変的なものを遺跡構成要素と位置付け、その適切な保存管理を目的として以下のように地区区分を設定します。

なお、第2次保存管理計画からの主な変更点については、A 1 整備活用地区 を A I 遺構等保存活用地区とし、そのうち、政庁 - 南門間を中心とした区域を S 重点遺構保存活用地区として第3次保存管理計画の計画期間に合せて時限的に設定します。これにともない A 2 整備活用地区 が A II 遺構等保存活用地区に変更しました。

第1次保存管理計画から第3次保存管理計画への各地区区分の呼称変更について整理すると以下のとおりです。

<各地区呼称の推移>



(3) 各地区の定義と基本方針

各地区に関する定義及び基本方針については次のとおりです。なお、各地区の定義については、基本的には第2次保存管理計画からの変更はありません。

[S重点遺構保存活用地区]

定義：政庁 - 南門間にかけて特に重要な遺構が存在する地区

方針：第3次保存管理計画の設定期間である10年間を目途に、積極的に公有化、整備活用を図ります。

[A遺構等保存活用地区]

定義：主に丘陵平坦部で、遺構・遺物の遺存が明確な地区。

方針：当時の丘陵平坦部の微地形を含む地下遺構等の保存を前提として、発掘調査等の成果に基づき、多賀城を構成した建物跡等、遺跡構成要素を明確に表現するなどの活用を図ります。

< A I 遺構等保存活用地区 >

定義：既に公有化事業、環境整備事業が進んでいる東部地区。

方針：S重点遺構保存活用地区に続いて公有化・整備活用を図ります。

< A II 遺構等保存活用地区 >

定義：多賀城跡の市川集落を含む西部地区。

多賀城廃寺跡の既整備地区他及び館前遺跡の北側丘陵平坦部。

山王遺跡千刈田地区、柏木遺跡の全域。

方針：遺跡構成要素の保存活用とともに地域住民との共存・共営を図ります。

[B緑地環境保全地区]

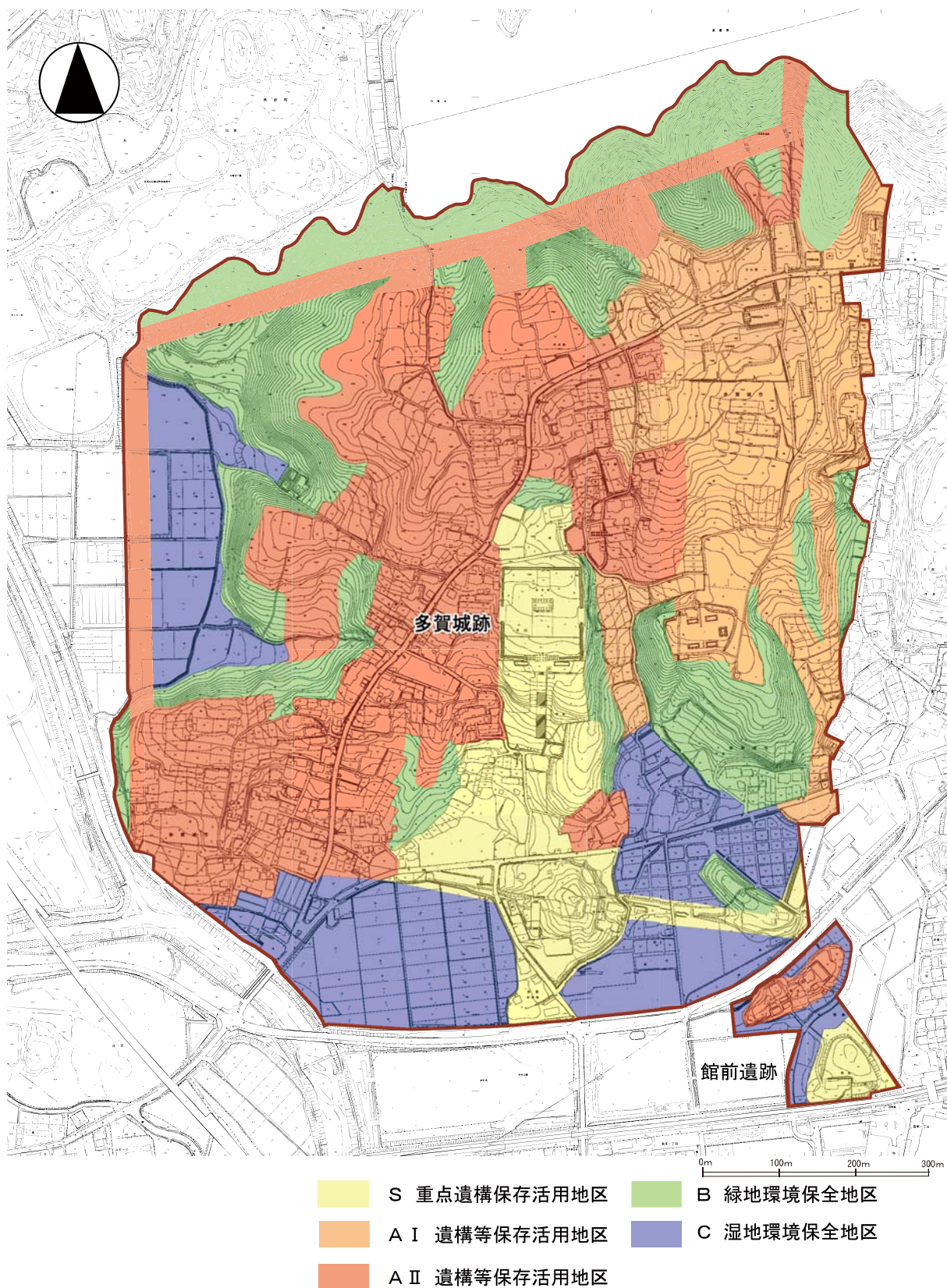
定義：主に丘陵斜面部で、遺跡の立地する低丘陵地形を明瞭に示す地区。

方針：当時から遺る立地環境として低丘陵地形の保全を図るとともに、既存の緑地についても特別史跡の歴史的景観を形成する構成要素の一つとして修景と活用を進めます。

[C湿地環境保全地区]

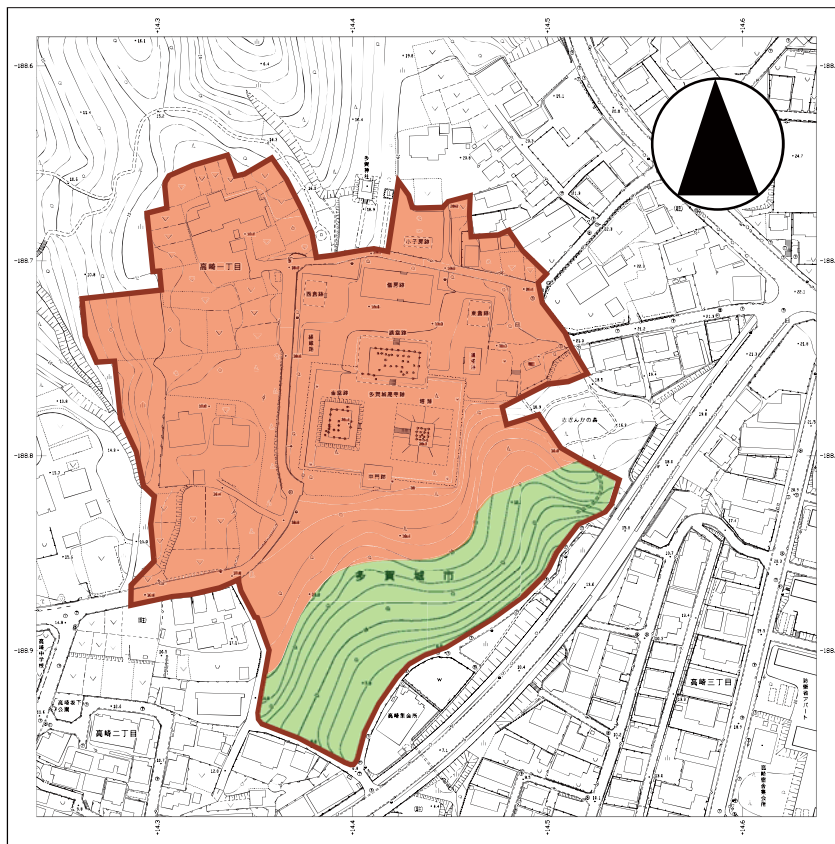
定義：主に丘陵周辺の湿地域で、遺跡の立地する環境を明瞭に示す地区。

方針：当時から遺る自然環境として湿地域を保全することにより、木質系遺構や遺物の包含層として保存するとともに、特別史跡の歴史的景観を形成する遺跡構成要素として活用を図ります。

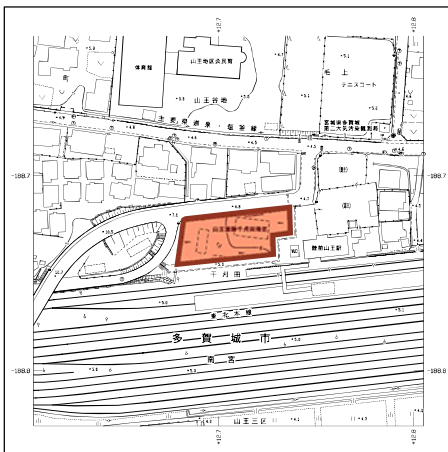


第3次保存管理計画地区区分図（多賀城跡・館前遺跡）

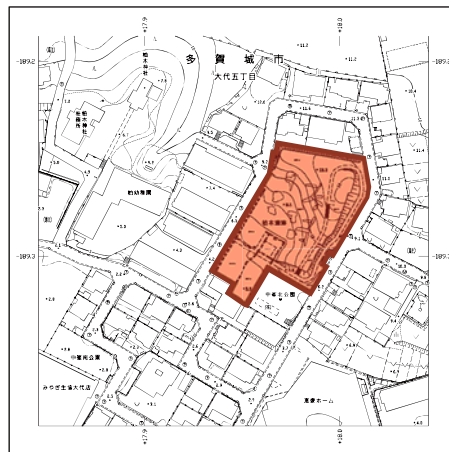
多賀城廃寺跡



山王遺跡千刈田地区



柏木遺跡



- A II 遺構等保存活用地区
- B 緑地環境保全地区

第3次保存管理計画地区区分図（多賀城廃寺跡・山王遺跡・柏木遺跡）

[第3次保存管理計画における地区区分の定義と保存管理の基本方針]

項目	地区区分	遺跡構成要素		備考
		多賀城に直接関連する構成要素		
遺跡		多賀城に係る遺構・遺物、立地環境、自然環境 他		
多賀城跡	S 重点遺構保存活用地区	① 政庁-南門間にかけて特に重要な遺構が存在する地区 ② 第3次保存管理計画の設定期間である10年間を目途に、積極的に公有化、整備活用を図る。		長年の発掘調査成果に基づき、多賀城跡の遺跡構成要素である重要な遺構・遺物が遺存することが確認または想定される低丘陵上の平坦地（傾斜度がおよそ7%以内）及び外郭区画施設跡遺存地。
	A 遺構等保存活用地区	A I 遺構等保存活用地区	① 既に公有化事業、環境整備事業が進んでいる東部地区。 ② S重点遺構保存活用地区に続いて公有化・整備活用を図る。	
		A II 遺構等保存活用地区	① 主に丘陵平坦部で、遺構・遺物の遺存が明確な地区。 ② 当時の丘陵平坦部の微地形を含む地下遺構等の保存を前提として、発掘調査等の成果に基づき、多賀城を構成した建物跡等、遺跡構成要素を明確に表現するなどの活用を図る。	
	B 緑地環境保全地区	① 主に丘陵斜面部で、遺跡の立地する低丘陵地形を明瞭に示す地区。 ② 当時から遺る立地環境として低丘陵地形の保全を図るとともに、既存の緑地についても特別史跡の歴史的景観を形成する構成要素の一つとして修景と活用を進める。		
C 湿地環境保全地区	① 主に丘陵周辺の湿地域で、遺跡の立地する環境を明瞭に示す地区。 ② 当時から遺る自然環境として湿地域を保全することにより、木質系遺構・遺物の包含層として保存するとともに、特別史跡の歴史的景観を形成する遺跡構成要素として活用を図る。		低丘陵地形の裾部に広がる低湿地域で、多賀城の立地環境を示すとともに、低湿地特有の構造を有する遺構や木質系の遺構遺物が遺存する包含層が存在する地区。近年まで水田により湿地環境が管理されてきたが、農地転用が進んでおり、遺跡構成要素の保存のため、地下水位の保持対策等が必要不可欠となっている。	
廃寺跡	A A II 遺構等保存活用地区	多賀城跡Aに同じ	同A IIに同じ	遺跡構成要素である附属寺院の伽藍建物跡を見学・体感できる貴重な歴史的空間。
	B 緑地環境保全地区	多賀城跡Bに同じ		
館前遺跡	S 重点遺構保存活用地区	多賀城跡Sに同じ		S重点遺構保存活用地区と東北歴史博物館・JR国府多賀城駅を連絡する中継点としての役割が想定される城外の遺跡。
	A A II 遺構等保存活用地区	多賀城跡Aに同じ	同A IIに同じ	
	C 湿地環境保全地区	多賀城跡Cに同じ		
山王遺跡	A A II 遺構等保存活用地区	多賀城跡Aに同じ	同A IIに同じ	第2次保存管理計画策定後の平成5(1993)年に追加指定されている。
柏木遺跡	A A II 遺構等保存活用地区	多賀城跡Aに同じ	同A IIに同じ	第2次保存管理計画策定後の平成2(1990)年に追加指定されている。

6 現状変更等の許可に関する取扱い基準

特に宅地関連の現状変更について、地域住民との共存・共営の観点から遺跡構成要素の保存及び整備活用計画の推進に影響を及ぼさない範囲で緩和策を検討し、遺跡構成要素とともに生活文化構成要素の維持向上を図ります。

また、第2次保存管理計画では触れていない農地・林地や一般文化財についても生活文化構成要素として位置付け、新たに現状変更許可の取扱い基準や関連継続事業の基本方針を定めます。

(1) 現状変更等の許可に関する取扱い基準

遺跡毎、各地区の現状変更等の許可に関する取扱い基準は以下のとおりです。

● 多賀城跡

[S重点遺構保存活用地区]

* 宅地（建築物・工作物等）

認めない。

* 農地・山林

認めない。ビニールハウス等の工作物設置についても認めない。

* 宗教施設

（対象施設なし）

* 公共公益施設

原則として認めない。

但し、住民の生活環境の改善に関わる必要不可欠な現状変更については、遺構の保存要件、歴史的景観への配慮を前提とし、認める場合がある。

* 一般文化財・保存樹木

原則として認めない。

但し、保存や活用のための修理改修、環境整備については認める場合がある。

* 発掘調査・整備活用

原則として認めない。

但し、特別史跡の保護・継承に係る発掘調査・整備活用については認める。

[A遺構等保存活用地区]

< AⅠ遺構等保存活用地区 >

* 宅地（建築物・工作物等）

認めない。

＊農地・山林

原則として認めない。

但し、農産物の耕作に関わる必要不可欠な現状変更については、遺構等の保存要件、歴史的景観への配慮を前提として認める場合がある。

＊宗教施設

原則として認めない。

但し、遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める場合がある。

＊公共公益施設

S 重点遺構保存活用地区に同じ。

＊一般文化財・保存樹木

S 重点遺構保存活用地区に同じ。

＊発掘調査・整備活用

S 重点遺構保存活用地区に同じ。

< A II 遺構等保存活用地区 >

＊宅地（建築物・工作物等）

原則として認めない。

但し、遺跡構成要素の保存要件及び歴史的景観への配慮を前提とし、住民の生活環境改善に必要不可欠な現状変更については、以下のとおりとする。

- ・住宅の新築⇒ 認める場合がある。但し、現建築面積の 120%以内
- ・住宅の増築⇒ 認める場合がある。但し、現建築面積の 120%以内
- ・住宅の改築⇒ 認める場合がある。
- ・住宅の移転⇒ 認める場合がある。
- ・付属舎・工作物⇒ 住宅に同じ。

この場合は建築物、工作物とも 2 階以下とし、意匠、構造等についても特別史跡の景観形成にふさわしいものとする。

＊農地・山林： A I 遺構等保存活用地区に同じ。

＊宗教施設： A I 遺構等保存活用地区に同じ。

＊公共公益施設： S 重点遺構保存活用地区に同じ。

＊一般文化財・保存樹木： S 重点遺構保存活用地区に同じ。

＊発掘調査・整備活用： S 重点遺構保存活用地区に同じ。

[B緑地環境保全地区]

*宅地（建築物・工作物等）：AⅡ遺構等保存活用地区に同じ。

*農地・山林

原則として認めない。

但し、低丘陵地形の保全を前提とした現状改善や既存林の修景については認める場合がある。

*宗教施設：(対象施設なし)

*公共公益施設：S重点遺構保存活用地区に同じ。

*一般文化財・保存樹木：S重点遺構保存活用地区に同じ。

*発掘調査・整備活用：S重点遺構保存活用地区に同じ。

[C湿地環境保全地区]

*宅地（建築物・工作物等）：AⅡ遺構等保存活用地区に同じ。

*農地・山林

原則として認めない。

但し、湿地環境の保全を前提とした現状改善については認める場合がある。

*宗教施設：A遺構等保存活用地区に同じ。

*公共公益施設：S重点遺構保存活用地区に同じ。

*一般文化財・保存樹木：S重点遺構保存活用地区に同じ。

*発掘調査・整備活用：S重点遺構保存活用地区に同じ。

● 多賀城廃寺跡

[A遺構等保存活用地区] < AⅡ遺構等保存活用地区 >

*宅地（建築物・工作物等）：AⅡ遺構等保存活用地区に同じ。

*農地・山林：AⅡ遺構等保存活用地区に同じ。

*宗教施設：(対象施設なし)

*公共公益施設：多賀城跡に同じ。

*一般文化財・保存樹木：多賀城跡に同じ。

*発掘調査・整備活用：多賀城跡に同じ。

[B緑地環境保全地区]

*宅地（建築物・工作物等）：多賀城跡 B緑地環境保全地区に同じ。

*農地・山林：多賀城跡 B緑地環境保全地区に同じ。

- * 宗教施設：(対象施設なし)
- * 公共公益施設：多賀城跡に同じ。
- * 一般文化財・保存樹木：多賀城跡に同じ。
- * 発掘調査・整備活用：多賀城跡に同じ。

● 館前遺跡

[S重点遺構保存活用地区]

- * 宅地（建築物・工作物等）：S重点遺構保存活用地区に同じ。
- * 農地・山林：S重点遺構保存活用地区に同じ。
- * 宗教施設：(対象施設なし)
- * 公共公益施設：多賀城跡に同じ。
- * 一般文化財・保存樹木：多賀城跡に同じ。
- * 発掘調査・整備活用：多賀城跡に同じ

[A遺構等保存活用地区] < A II 遺構等保存活用地区 >

- * 宅地（建築物・工作物等）：A II 遺構等保存活用地区に同じ。
- * 農地・山林：A II 遺構等保存活用地区に同じ。
- * 宗教施設：(対象施設なし)
- * 公共公益施設：多賀城跡に同じ。
- * 一般文化財・保存樹木：多賀城跡に同じ。
- * 発掘調査・整備活用：多賀城跡に同じ。

[C湿地環境保全地区]

- * 宅地（建築物・工作物等）～多賀城跡 C湿地環境保全地区に同じ。
- * 農地・山林～多賀城跡 C湿地環境保全地区に同じ。
- * 宗教施設～（対象施設なし）
- * 公共公益施設～多賀城跡に同じ。
- * 一般文化財・保存樹木～多賀城跡に同じ。
- * 発掘調査・整備活用～多賀城跡に同じ。

● 山王遺跡 千刈田地区

[A遺構等保存活用地区] < A II 遺構等保存活用地区 >

- * 宅地（建築物・工作物等）～（対象施設なし）

- * 農地・山林～（対象なし）
- * 宗教施設～（対象施設なし）
- * 公共公益施設～多賀城跡に同じ。
- * 一般文化財・保存樹木～多賀城跡に同じ。
- * 発掘調査・整備活用～多賀城跡に同じ。

● 柏木遺跡

[A遺構等保存活用地区] < A II 遺構等保存活用地区 >

- * 宅地（建築物・工作物等）～（対象施設なし）
- * 農地・山林～（対象なし）
- * 宗教施設～（対象施設なし）
- * 公共公益施設～多賀城跡に同じ。
- * 一般文化財・保存樹木～多賀城跡に同じ。
- * 発掘調査・整備活用～多賀城跡に同じ。

（2）現状変更等の許可に関する取扱い基準の細則

詳細については以下に定める「現状変更等の許可に関する取扱い基準の細則」に基づきますが、細則にない付帯条件については必要に応じて多賀城跡連絡協議会を開催し、審議することとします。

[共通]

- ①遺跡構成要素の保存を大前提とする。
- ②現状変更にともない遺跡構成要素の保存に支障が生じることが想定される場合は、必要に応じて事前に発掘調査を実施し、許可の是非及び可能な対策等について協議する。
- ③土地の造成については盛土のみとし、削土は行わない。
- ④盛土を行う場合は地形形状の変更が最小限となるよう留意し、将来的に現状に復することを前提とした処置を行う。
- ⑤遺跡構成要素で既に削平や改変を受けている箇所については、機会があれば逐次修復を行う。

[宅地]

- ①住宅の新築について認める場合は、生活環境の改善等を目的として、既存住宅の

除去後に同一敷地内で新築する場合に限る。

- ②住宅、付属舎、工作物については、2階以下とし、意匠、構造等についても特別史跡としての景観形成にふさわしいものとする。

例えば、建築物及び塀は意匠的には和風、構造的には木造が望ましい。

- ③生活文化構成要素の主要素として特別史跡の良好な景観形成に大きな役割を有することから、個々の宅地に係る対応のみでなく旧市川集落として、全体的な歴史的風致の維持向上にも配慮する。

[農地・山林]

- ①ビニールハウス等の現代的な農業施設については、歴史的風致を阻害する要因となるため、特に来跡者の見学ルートから見える範囲においては認めない。

- ②深度を必要とする耕作については、遺跡構成要素保存の観点から原則として認めない。

[宗教施設]

- ①新たな墓の設置は原則として認めない。但し遺跡構成要素の保存に影響を及ぼさない範囲で認める場合がある。

また、既存墓石等の改変に際しては、遺跡構成要素の保存を前提とする。

- ②既存の神社については、遺跡構成要素の保存に支障をきたさない範囲で認める場合がある。その場合は意匠、構造等に関しても一般文化財としての価値を向上させるように留意する。

- ③年中行事等に係る仮設物については、遺跡構成要素の保存に支障をきたさない範囲で認める。

[公共公益施設]

- ①地上構造物（電柱、道路 他）の設置については、必要最小限とし、来跡者の見学動線が通る地区については極力、景観を阻害しないように配慮する。

- ②地下構造物（上水管、下水管 他）の埋設については、事前の発掘調査を行い、遺跡構成要素の保存に支障のないように埋設路線、埋設深度等について十分な確認を行う。

- ③住民の移転等にともない不要となった施設については、機会があれば逐次撤去する。

〔一般文化財・保存樹木〕

- ①一般文化財の顕彰や保存を目的とした施設については遺跡構成要素の保存に支障の生じない範囲で認める。
- ②保存樹木の顕彰を目的とした説明板等については、遺跡構成要素の保存に支障の生じない範囲で認める。

〔発掘調査・整備活用〕

- ①特別史跡の保護・継承を目的とした年次計画に基づく計画的調査及び現状変更にもなう事前調査については認める。
- ②特別史跡の活用に係る環境整備及び管理運営については、遺跡構成要素の保存に支障が生じない範囲で認める。
また、活用を目的とするイベント、活用ソフトの実施にもなう仮設物については、遺跡構成要素の保存に支障が生じない範囲で認める。

用語の定義

第3次保存管理計画における建築に係る用語の定義については以下のとおりです。

- 新 築：既存の建築物がある敷地内で建築物の全てを除去し、同一敷地内に新たに建築物を建築すること。
- 増 築：既存の建築物がある敷地内に、同一の建築物の既存部分に床面積を増加させる場合又は棟続きで建築物を建築すること。
- 改 築：既存建築物の全部又は一部を除去し、同一場所に引き続いて、これと用途、規模及び構造が著しく異なる建築物を建築すること。
- 移 転：同一敷地内において、既存建築物を移動（ひき家）すること。

第2章 第3次保存管理計画

[第3次保存管理計画における現状変更等の許可に関する取扱い基準]

項目	地区区分		生活文化構成要素					
			多賀城廃絶後に形成された構成要素					
			宅地 (建築物・工作物等)	農地 山林	宗教施設	公共公益施設	一般文化財 保存樹木	発掘調査 整備活用
多賀城跡	S 重点遺構保存活用地区		認めない。	認めない。 ビニールハウス等の 工作物設置について も認めない。	(なし)			
	A 遺構等 保存活用 地区	A I 遺構等保存活用地区	認めない。	原則として認めない。 但し、 農産物の耕作に関わ る必要不可欠な現状 変更については、遺 構等の保存要件、歴 史的景観への配慮を 前提とし、住民の生 活環境改善に必要不 可欠な現状変更につ いては、以下のとお りとする。 * 住宅の新築 ⇒ 認める場合がある。 但し、 現建築面積の120% 以内 * 住宅の増築 ⇒ 認める場合がある。 但し、 現建築面積の120% 以内 * 住宅の改築 ⇒ 認める場合がある。 * 付属舎・工作物 ⇒ 住宅に同じ。 この場合は建築物、 工作物とも2階以下 とし、意匠、構造等 についても特別史跡 の景観形成にふさわ しいものとする。	原則として認めない。 但し、 遺構の保存に影響 を及ぼさない範囲 で認める場合がある。	原則として認めない。 但し、 住民の生活環境の 改善に関わる必要不 可欠な現状変更につ いては、遺構の保存 要件、歴史的景観 への配慮を前提とし 、認める場合がある。	原則として認めない。 但し、 保存や活用のため の修理改修、環境 整備については認 める場合がある。	原則として認めない。 但し、 特別史跡の保護・ 継承に係る発掘 調査・整備活用 については認める。
		A II 遺構等保存活用地区	原則として認めない。 但し、 遺跡構成要素の保存 要件及び歴史的景観 への配慮を前提とし 、住民の生活環境 改善に必要不可欠な 現状変更については 、以下のとおりと する。 * 住宅の新築 ⇒ 認める場合がある。 但し、 現建築面積の120% 以内 * 住宅の増築 ⇒ 認める場合がある。 但し、 現建築面積の120% 以内 * 住宅の改築 ⇒ 認める場合がある。 * 付属舎・工作物 ⇒ 住宅に同じ。 この場合は建築物、 工作物とも2階以下 とし、意匠、構造等 についても特別史跡 の景観形成にふさわ しいものとする。	原則として認めない。 但し、 農産物の耕作に関 わる必要不可欠な現 状変更については、 遺構等の保存要件、 歴史的景観への配 慮を前提として認 める場合がある。	原則として認めない。 但し、 遺構の保存に影響 を及ぼさない範囲 で認める場合がある。	原則として認めない。 但し、 住民の生活環境の 改善に関わる必要不 可欠な現状変更につ いては、遺構の保存 要件、歴史的景観 への配慮を前提とし 、認める場合がある。	原則として認めない。 但し、 保存や活用のため の修理改修、環境 整備については認 める場合がある。	原則として認めない。 但し、 特別史跡の保護・ 継承に係る発掘 調査・整備活用 については認める。
	B 緑地環境保全地区		原則として認めない。 但し、 現建築面積の120% 以内 * 住宅の増築 ⇒ 認める場合がある。 但し、 現建築面積の120% 以内 * 住宅の改築 ⇒ 認める場合がある。 * 付属舎・工作物 ⇒ 住宅に同じ。 この場合は建築物、 工作物とも2階以下 とし、意匠、構造等 についても特別史跡 の景観形成にふさわ しいものとする。	原則として認めない。 但し、 低丘陵地形の保全を 前提とした現状改善 や既存林の修景につ いては認める場合 がある。	(なし)			
C 湿地環境保全地区		原則として認めない。 但し、 湿地環境の保全を前 提とした現状改善に ついては認める場合 がある。	原則として認めない。 但し、 湿地環境の保全を前 提とした現状改善に ついては認める場合 がある。	原則として認めない。 但し、 遺構の保存に影響 を及ぼさない範囲 で認める場合がある。				
廃寺跡	A	A II 遺構等保存活用地区	多賀城跡A IIに同じ	多賀城跡A IIに同じ	(なし)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
	B 緑地環境保全地区		多賀城跡Bに同じ	多賀城跡Bに同じ				
館前遺跡	S 重点遺構保存活用地区		多賀城跡Sに同じ	多賀城跡Sに同じ				
	A	A II 遺構等保存活用地区	多賀城跡A IIに同じ	多賀城跡A IIに同じ	(なし)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
	C 湿地環境保全地区		多賀城跡Cに同じ	多賀城跡Cに同じ				
山王遺跡	A	A II 遺構等保存活用地区	(なし)	(なし)	(なし)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
柏木遺跡	A	A II 遺構等保存活用地区	(なし)	(なし)	(なし)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ

7 保存管理関連継続事業

(1) 各事業の基本方針

①土地公有化事業

第3次保存管理計画で時限的に設定するS重点遺構保存活用地区を対象に、第3次の計画期間である10年間を目途に優先的、計画的に進めます。

また、A I 遺構等保存活用地区についてもS重点遺構保存活用地区に続いて計画的に公有化を行います。

②発掘調査事業

年次計画に基づき計画的に実施します。

また、年次計画については、S重点遺構保存活用地区に続く保存活用対象区域候補の検討にも配慮します。

③環境整備事業

政庁 - 南門間を中心としたS重点遺構保存活用地区を対象に、南門の建物復元、政庁 - 南門間道路、南北大路等の整備を計画しますが、第3次保存管理計画の計画期間に合わせた時限的なものとします。

④維持管理事業

既整備地区については遺跡構成要素の明確化、来訪者の快適性等に配慮し、公園的維持管理を実施します。公有化済未整備地区については、除草等、効果的な維持管理を実施するとともに、それぞれの状況に応じた利活用を進めます。

公有化済既存緑地については、低丘陵地形の保全とともに歴史的景観の重要な構成要素として効果的な修景を図ります。

また、湿地域については多賀城の特徴的な立地を示す湿地環境の保全のため、できるだけ水田としての維持を図ります。公有化済土地については、菖蒲園やビオトープ等湿地環境の保持を前提とした活用を行います。加えて木質系遺構・遺物の包含層の保存を目的とし、地下水位確保、生活雑排水の分離などの保存環境への対策にも留意します。

さらに、地域住民や市民が参加しやすい体制づくりを行い、官民協働による維持管理の拡充を図ります。

[保存管理関連継続事業の基本方針 一覧表]

項目 遺跡	地区区分	保存管理関連継続事業			
		① 土地公有化	② 発掘調査	③ 環境整備	④ 維持管理
		多賀城市	宮城県	宮城県 (多賀城市)	多賀城市
多賀城跡	S 重点遺構保存活用地区	計画的に土地の公有化を行うとともに、地区内の家屋は逐次移転補償の対象とする。	年次計画に基づき計画的に発掘調査を行う。	当該地区を対象とした事業計画に基づき、計画的・優先的に整備活用を図る。	既整備地区については遺構構成要素の明確化、来訪者の快適性等に配慮し、公園的維持管理を実施する。 公有化済未整備地区については、除草等、効果的な維持管理を実施するとともに、それぞれの状況に応じた利活用を進める。 また、地域住民や市民が参加しやすい体制づくりを行い、官民協働による維持管理の拡充を図る。
	A 遺構等保存活用地区 AⅠ 遺構等保存活用地区	S重点遺構保存活用地区に続いて計画的に公有化を行う。		S重点遺構保存活用地区に続いて計画的に整備活用を図る。	
	AⅡ 遺構等保存活用地区	遺跡構成要素に係る保存上の必要性が生じた場合、土地所有者の申出があった場合及び公共公益上必要が生じた場合には公有化を行う。	必要性が生じた場合は、逐次整備を行い活用を図る。	公有化済土地の既存緑地については、低丘陵地形の保全とともに歴史的景観の重要な構成要素としてA遺構等保存活用地区と一体的な修景を図る。 また、必要に応じ、里山体験学習等、積極的活用にも留意する。	
	B 緑地環境保全地区				
C 湿地環境保全地区					
廃寺跡	A AⅡ 遺構等保存活用地区	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
	B 緑地環境保全地区				
館前遺跡	S 重点遺構保存活用地区	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
	A AⅡ 遺構等保存活用地区				
	C 湿地環境保全地区				
山王遺跡	A AⅡ 遺構等保存活用地区	(土地公有化済)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	建物遺構表示花壇の育成等、住民参加による維持管理を継続する。
柏木遺跡	A AⅡ 遺構等保存活用地区	(土地公有化済)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	住宅地内の史跡公園として既に機能しており、公園的維持管理を継続して行うとともに、住民参加による維持管理の拡充を図る。

- ・既存の野外模型や説明板等で、内容的に修正の必要性が生じているものについては適宜更新します。

＊政庁南面地区

- ・既整備の石積階段について舗装等の補修による全体的な修景を行います。

＊城前地区

- ・発掘調査成果に基づき、第Ⅱ期の遺構について平面表示を行います。
- ・当該地区については政庁地区、鴻の池地区、南門地区への良好な眺望が確保できる立地上の利点があり、これらに十分に配慮した整備を実施します。

＊鴻の池地区

- ・近年の発掘調査成果に基づき、想定される園池の復元的整備に関連して、園池の範囲等を確認するための発掘調査の必要性も含めて今後の検討課題とします。
- ・当時の園池にふさわしい周辺景観についても合わせて検討します。
- ・当該地区に広がる湿地域には貴重な木質系の遺構・遺物が存在するため、これらの遺存環境の保全にも十分な配慮を図ります。
- ・生活排水や雨水が流入することから、下水道計画との調整を図っていきます。

＊南門及び周辺地区

- ・第Ⅱ期の南門及び築地の一部について実物大復元を行います。
- ・多賀城碑を含め周辺地区の関連整備、緑地修景を行います。
- ・建物復元に合せ、第Ⅱ期の政庁 - 南門間道路及び南北大路について復元的整備を行います。
- ・現在、政庁 - 南門間道路を横断している県道泉・塩釜線については、市道変更時に一部埋立て（地形復元）等による政庁 - 南門間道路の連続性を確保する方向で検討します。また、市道丸山線の現市道についても管理用部分を除き、同様の目的で埋立て（地形復元）を行い、廃止を検討します。
- ・既存の便所及び駐車スペースについても、前述の南門及び築地の復元や市道廃止に伴い、撤去のうえ地形等の復元を行います。
- ・南門復元建物の南で、南北大路沿いにガイダンス施設、多目的広場、便所、駐車場等を設置し、来訪者を南北大路・政庁 - 南門間道路へ誘導します。

＊館前遺跡

- ・建物跡の平面表示による整備を行うとともに、そのうちの一棟については案内休息機能を持たせた復元的な施設とします。
- ・当該地は南門復元建物が遠望できる立地を有することから、多賀城跡全体の

案内板を設置する等の情報提供を行います。

②施設配置計画

* ガイダンス施設

- ・玉川岩切線の北側で南北大路沿いに、S重点遺構保存活用地区を中心とした史跡見学の拠点としてガイダンス施設を設置します。

*案内・休息施設

- ・来訪者の利便性に配慮し、各地区に必要な応じて小規模な案内・休息施設を設置します。

*説明板等

- ・全体的なサインシステムを検討し、それに基づき、適宜必要な説明板等の新設や更新を行っていきます。
- ・音声ガイドやユビキタス等の解説ソフトの効果的な導入についても検討し、来訪者の希望に合せた情報入手方法の選択を可能にしていきます。

*便所・多目的広場

- ・ガイダンス施設に隣接して来訪者用の多目的広場と便所を設置する。
- ・多目的広場については、大型バスや車イス利用者などの乗降スペースとして配慮し、全体的な緑化修景を行い史跡景観との調和を図っていきます。

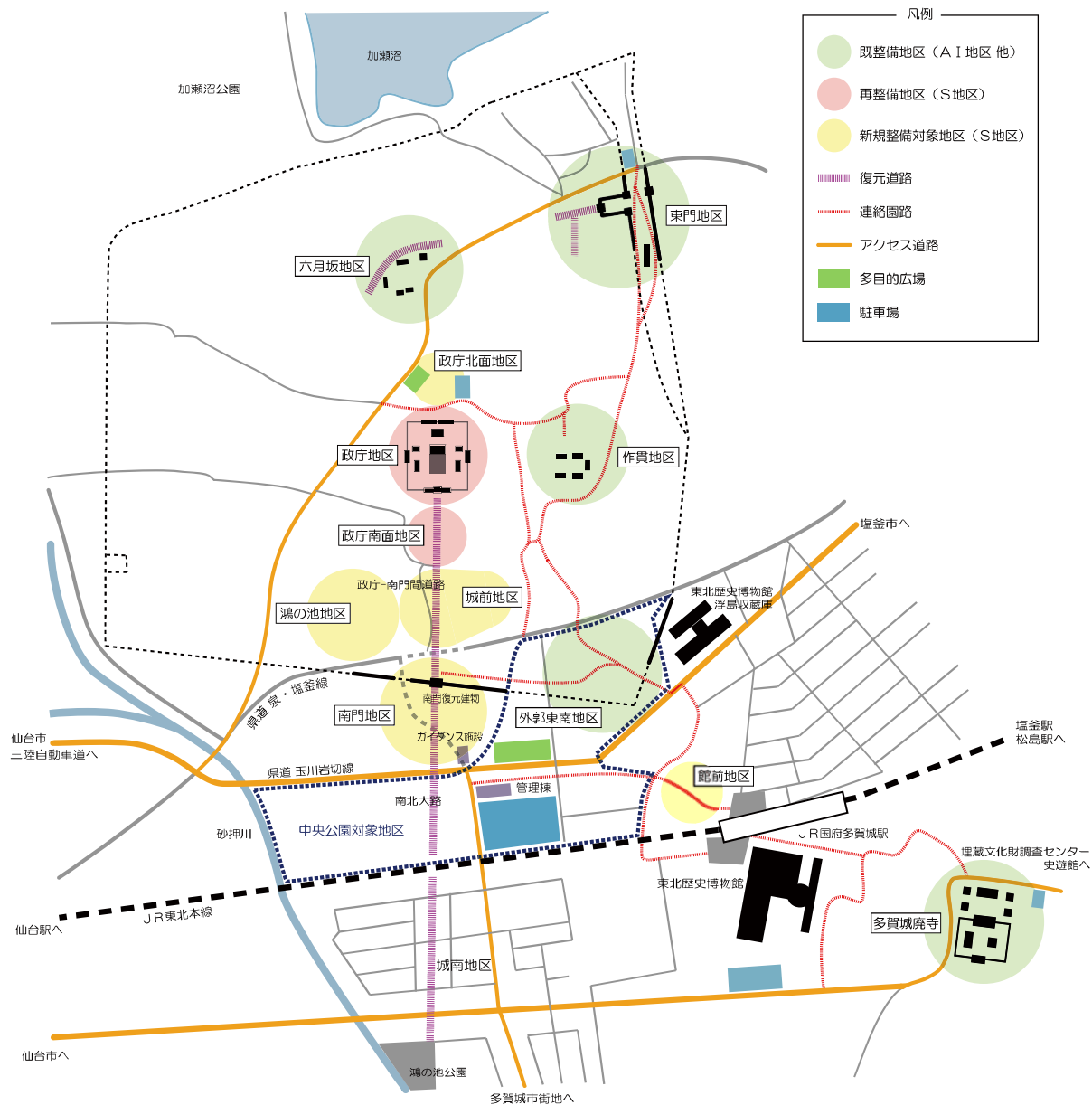
③動線計画

* 歩行者動線

- ・来訪者の動線については、南北大路、南門復元建物、政庁 - 南門間道路、政庁跡を結ぶ多賀城の中軸線を再現します。
また、東北歴史博物館やJ R国府多賀城駅から南北大路までの連絡遊歩道を新たに中央公園内に設置します。
- ・第2次保存管理計画期間中に設置されたA1整備活用地区の既設遊歩道との接続等、全体的な遊歩道の一体的な利活用にも配慮します。
特別史跡内の見学用順路の案内に関しては、ガイダンス施設やパンフレット等による分かり易い情報提供の方法について検討します。

*自動車動線

- ・自家用車での来訪者については、ホームページや現地での案内板・パンフレット等により駐車場の場所やそこを起点とした周辺史跡案内情報の提供を行います。



整備活用計画マスタープラン全体概念図

多賀城南門復元イメージ



- ・大中型バスでの短時間見学等に配慮し、政庁北面地区に乗降も可能な多目的広場を設置します。

④緑化修景計画

＊南北大路周辺、鴻の池地区周辺、南門地区周辺

- ・主に上記の地区については、南北大路や政庁 - 南門間道路からの眺望の背景林として、良好な景観の形成を図るために既存緑地の修景や新たな緑化を行います。
- ・地形復元に伴う地被植栽については、歴史的景観に沿った種類を選択するとともに、盛土の崩壊防止にも留意したものとします。

(2) S重点遺構保存活用地区に係る整備活用計画マスタープログラム

整備活用事業については、第2次保存管理計画以降、「多賀城跡環境整備長期基本計画」に基づき、宮城県多賀城跡調査研究所を事業主体として長期に渡り継続的に実施されてきています。

第3次保存管理計画の整備活用の方針においては、この長期基本計画を踏まえ、政庁 - 南門間を結ぶ多賀城の中軸線を対象としたS重点遺構保存活用地区を新たに設定し、先に掲げたマスタープランに基づく整備活用のさらなる進展を目標としています。

第3次保存管理計画の期間を目途として、マスタープランの具体化を図るためには、従来の環境整備事業に加え、新たに事業を並行して実施していくことが必要不可欠です。

特別史跡の環境整備事業に関する従来の継続事業と新たな事業について、それぞれのマスタープログラムの位置付けを示すと以下のとおりです。

現段階で想定されるマスタープログラムの案については別表のとおりですが、詳

＊マスタープログラム A：従来からの継続事業

宮城県多賀城跡調査研究所が主体となり、発掘調査の成果に基づき遺構の表現や解説等を目的とした整備を継続的に実施している事業で、現在は平成22年度を初年度とする第9次5カ年計画が進行中です。

＊マスタープログラム B：新たに並行して行う事業

従来からの継続事業以外で、第3次保存管理計画の計画期間を目途として南門建物復元等の実施を図る事業で、主体は管理団体である多賀城市を想定しています。計画が長期間に及ぶため事業対象も含め、適宜宮城県と調整を行い進めていきます。

S地区に係る整備活用計画マスタープログラム(案)

H21・22 2009・2010	年 度 対象地区	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021		
「特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画」策定	環境整備事業年次計画	第9次5カ年計画												
		マスタープログラム A	行政地区	平面表示等の再整備										
			行政南面地区	階段再整備										
			城前地区	基礎整備										
			行政-南門間	行政-南門間整備										
	瀧の池地区	発掘調査の検討 発掘調査												
	マスタープログラム B	行政北面地区	多目的広場・案内休憩施設 他 (供用開始予定)											
		城前地区	実施設計 実施設計等整備 利便施設等整備											
		南門及び周辺地区	南門建物復元 築地復元 (供用開始予定)											
			周辺修景整備											
その他		カイトランス施設・多目的広場 他 南北大路復元整備 館前遺跡整備等 (逐次供用開始予定)												
		基本設計 実施設計 作買地区再整備等具体案の検討 実施設計 作買地区置屋修繕等 実施設計												

この図は、現段階で想定されるプログラムであり、詳細については宮城県が策定する「特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画」の策定段階で再度検討を行う。

細については先述のマスタープランと併せて基本計画策定段階で再度調整を図ることとします。

3 特別史跡周辺地域について

(1) 多賀城市中央公園整備事業

特別史跡と重複する県道玉川岩切線より北側の地域については、特別史跡内であることから先に記したとおりです。

同県道の南側については、特別史跡と城南地区の緩衝地帯として重要な空間であることから、今後の事業内容について次のような配慮が求められています。

*総合公園であり、現在はスポーツ施設の整備が進んでいます。周辺部及び駐車場については極力緑化を図り、特別史跡との景観的連続性の形成を目指します。

*大路広場については、イベントの開催など多目的な利活用に対応可能な機能を持たせます。

*管理棟や駐車場については、特別史跡に関連する大規模イベント時の臨時利用にも配慮したものとします。

(2) 東北歴史博物館・JR国府多賀城駅からの動線整備

特別史跡の見学起点として東北歴史博物館やJR国府多賀城駅が大きな役割を果たすことが想定されます。現在は周辺地区の急速な開発により、特別史跡へのアプローチが分りにくい状況です。

多賀城跡へ正面からの導入を目指すためにも、以下のような南北大路及び政庁-南門間道路まで誘導するための動線整備が必要です。

*JR国府多賀城駅の北西に隣接する館前遺跡について、特別史跡への導入地点として次のような整備活用を目指します。

- ・建物跡の平面表示による整備を行うとともに、そのうちの一棟については案内休息機能を持たせた復元的な施設とします。

- ・当該地は南門復元建物が遠望できる立地を有することから、多賀城跡全体の案内板を設置する等の情報提供を行います。

*館前遺跡から南北大路沿いのガイダンス施設を連絡する遊歩道を、次のことに留意しつつ設置します。

- ・中央公園内北側に計画されている道路を、遊歩道としての併用に配慮し修景整備します。

- ・遊歩道移動中は右前方に南門復元建物やガイダンス施設が望めるように、高

木植栽等を行わず、特別史跡側の眺望を確保します。

- ・一方、スポーツ施設のある反対側は遊歩道に沿って花木等の植栽を行い、景観的な緩衝を図ります。
- ・玉川岩切線の交差点については、目的地への横断等が一度で済むようなスクランブル方式等について検討します。

4 多賀城市域関連地区について

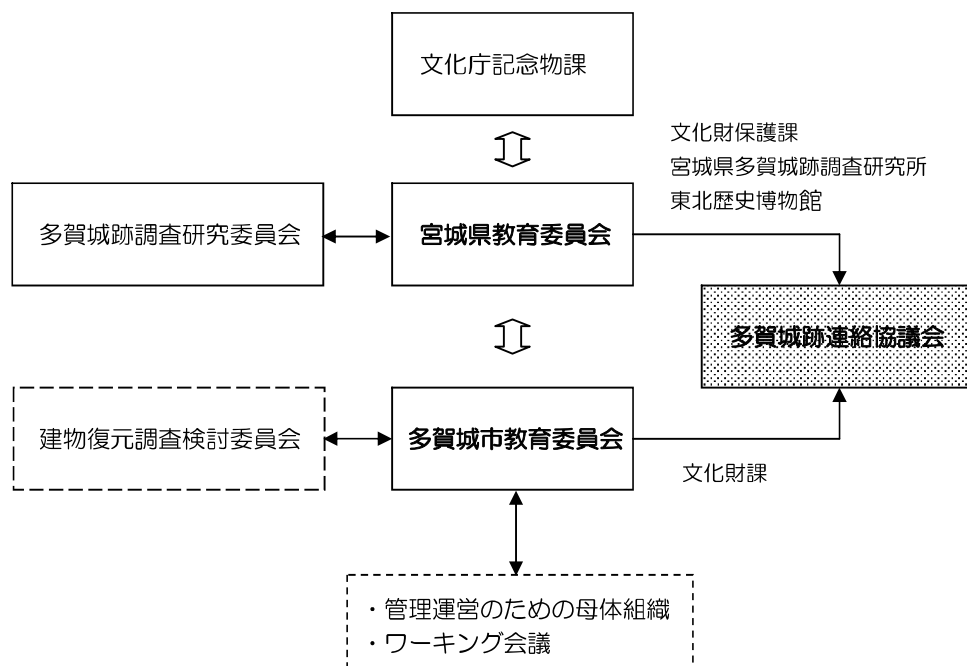
多賀城市域には、特別史跡多賀城跡附寺跡の他に、県及び市指定文化財が数多く存在し、その中には末の松山、沖の井などの歌枕ゆかりの地や中世の板碑などが知られています。

これらの歴史関連地区については、第3次保存管理計画と密接に関わる計画として、現在策定を進めている「多賀城市歴史的風致維持向上計画」で触れています。

多賀城市域関連地区については、特別史跡多賀城跡附寺跡を中心としたこの「多賀城市歴史的風致維持向上計画」に基づき整備活用を図ることとします。

5 計画推進のための体制

第3次保存管理計画の計画期間である平成23年度を初年度とする10年間を目標として先述の整備活用計画の実現を図るために、以下のような体制を確立し、整備活用計画の具体化や関連計画との調整を行います。



特別史跡多賀城跡附寺跡に係る組織想定図

「特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画策定委員会」及び「同部会」

計画に関する調査及び審議を委嘱した計画策定委員会及び同部会の委員と行政的観点から指導助言を頂いた文化庁及び宮城県教育庁の職員については以下のとおりです。

策定委員

(順不同)

氏名	役職	分野	兼部会	委嘱年度	
				平成21年度	平成22年度
(委員長) 近江 隆	東北大学名誉教授	都市	●	○	○
(副委員長) 平川 南	国立歴史民俗博物館長	歴史	●	○	○
飯淵 康一	東北大学大学院工学研究科教授(平成21年度) 東北大学名誉教授(平成22年度)	建築史	●	○	○
桑原 滋郎	元宮城県教育庁文化財保護課長	考古	●	○	○
後藤 秀一	宮城県多賀城跡調査研究所長	考古・史跡	●	○	
阿部 博志	宮城県多賀城跡調査研究所長	考古・史跡	●		○
齊藤 軍記	市川区長	地元		○	○
白鳥 良一	元宮城県教育庁文化財保護課長	考古	●	○	○
鈴木 三男	東北大学付属植物園園長	植物		○	○
須藤 隆	東北大学名誉教授	考古		○	○
高橋 守克	多賀城市校長会会長(山王小学校校長)	教育		○	
相澤 一博	多賀城市校長会会長(多賀城小学校校長)	教育			○
森山 雅幸	宮城大学環境システム学科教授	造園・景観	●	○	○
脇坂 圭一	NPOゲートシティ多賀城代表	市民団体		○	○

指導・助言

氏名	所属	職名	参画年度	
			平成21年度	平成22年度
佐藤 正知	文化庁文化財部記念物課	主任文化財調査官	○	○
真山 悟	宮城県教育庁文化財保護課	課長	○	
後藤 秀一	宮城県教育庁文化財保護課	課長		○
山田 晃弘	宮城県教育庁文化財保護課	技術補佐	○	
須田 良平	宮城県教育庁文化財保護課	技術補佐		○

策定委員会等の経過

年度・月	計画策定委員会	同 部 会	ワーキング会議	連絡協議会	住民説明会 他
平成21年度	10月				
	11月		12日(木) 第1回		20日(金) 第1回住民説明会
	12月	1日(水) 第1回			(特別史跡指定地内における生活環境調査)
	1月		19日(火) 第2回		
			29日(金) 第1回		
	2月				
平成22年度	3月	12日(金) 第2回	5日(金) 第3回		
		24日(水) 第2回			
	4月				
	5月				7日(金) 第2回住民説明会
	6月				30日(水) 市川区史跡対策懇談会
	7月			6日(火) 第1回	25日(日) 市川後継者クラブとの会合
				28日(水) 第2回	
	8月	6日(金) 第3回		31日(火) 第3回	
	9月				15日(水) 第3回住民説明会
			21日(火) 第4回		8日(金) 市川後継者クラブとの会合
	10月	14日(木) 第3回			
	11月			19日(火) 第4回	
	12月		2日(木) 第5回		21日(火) 第5回
	1月			26日(水) 第4回	31日(月) 第4回住民説明会
	2月		1日(火) 第6回	16日(水) 第5回	10日(木) 第6回
	3月	3日(木) 第4回			

特別史跡多賀城跡附寺跡
第3次保存管理計画
—概要版—

平成23年7月29日

発行 多賀城市教育委員会

〒985-8531

多賀城市中央二丁目1番1号

印刷 印刷のA P社

多賀城市高橋二丁目11番8号
